

自治体学会基準等

I 評議員等に対する旅費等の支出基準

1 評議員会等に出席する会員の場合

- ① 規約に基づく評議員会、理事会、部会、委員会に出席を求められた会員、及び監査のために旅行を必要とする監事に対して次のとおり旅費を支給する。
- ② 支給する旅費は交通実費相当額とする。
- ③ 交通の手段、ルート等はインターネット上の乗り換えサイトを参考に合理的かつ常識的なものを選択することとし、疑義がある場合は理事会又は所管の部会等の意見を聞く。
- ④ 会場所在都道府県内及び隣接都道府県に自宅がある場合には旅費は支給しない。
ただし、交通費が片道2,000円以上となる者については、予算の範囲内で、支給できるものとする。(100円未満切り上げ)
- ⑤ 大会開催時に開催する評議員会等に出席する場合には旅費は支給しない。
- ⑥ 大会開催時以外に大会開催予定地で開催する企画部会に出席する場合の旅費は、予算の範囲内で別に定める。

2 事務局運営事務に従事する者の場合

- ① 事務局運営事務に従事する者が部会等に従事した場合は自宅から事務に従事した場所までの交通実費を支給する。
ア 学会事務所において事務に従事した場合
イ 大会、評議員会、理事会、各部会、各委員会等の用務に従事した場合
ウ その他、大会開催地・開催予定地との調整、監事との連絡調整等、事務所以外の場所において事務に従事した場合
- ② 交通の手段、ルート等はインターネット上の乗り換えサイトを参考に合理的かつ常識的なものとし、疑義がある場合は理事会又は所管の部会等が判断する。
- ③ 宿泊が必要な場合には宿泊実費を支給するものとし、宿泊の必要性については、理事会又は所管の部会等が判断する。

2007年8月24日運営委員会決定事項

2016年2月28日評議員会一部改正

2017年3月4日評議員会一部改正

II 名誉会員認定基準

1 資格

評議員会は、次の条件のすべてを満たす会員を名誉会員と認定することができる。

- ① 個人会員としての会員歴が通算20年以上、かつ年齢70歳以上の会員
- ② 本会の設立及び発展に大きく貢献したことについて、会員10人以上又は理事会から推薦があった会員

2 推薦及び総会への報告

名誉会員の推薦は随時受け付ける。推薦は、名誉会員の候補者氏名、その功績及び推薦者の氏名を明らかにして行わなければならない。名誉会員を認定した場合は名誉会員の氏名及びその功績を総会に報告する。

3 その他

名誉会員の会費及び大会参加費は免除とする。

2009年8月20日 運営委員会決定

2016年2月28日 評議員会一部改正

III 会費滞納会員に対する取り扱い

規約第6条第2項に基づく、会費滞納会員に対する取り扱いについては、毎年1月ないし2月の理事会において、過去2カ年を超える会費滞納者を報告し、年度末までに滞納が解消されない場合、退会扱いとすること。その際、該当者に対しては事前に退会になることを予告した滞納会費の督促を行うこと。

2002年8月22日 運営委員会決定事項

2008年3月1日 運営委員会一部改正

2016年2月28日 評議員会一部改正

